

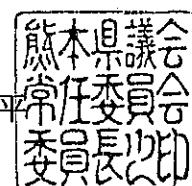
委員会提出議案第 3 号

改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 農林水産常任委員会
委員長 吉田孝平



熊本県議会議長 山口 裕 様

改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する意見書

食料をめぐる情勢は、世界情勢や気候変動による食料生産の不安定化、世界的な人口増加など、食料や資源の多くを海外に依存しているわが国の食料安定供給リスクが顕在化しており、食料安全保障の強化に向けた対応が求められている。

我が国農業においては、生産資材価格や農畜産物輸送コスト等の高止まりが依然として続く一方で、その流れに国産農畜産物が取り残され、十分な価格転嫁が進んでいないことから、多くの地域で営農継続の危機が叫ばれている。

この状況の下、本議会では、適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築するよう、これまでにも数次にわたる要望を行ってきたが、今般成立した改正法において、食料の持続的供給に向けた食料の合理的な価格形成について明記されたことに対し深く敬意を表すところである。

今後、国においては、改正法に沿った具体的な施策が検討されることとなるが、農畜産物の適正な価格形成と消費者への理解醸成に向けて、その法制化と具体的な対策に加え、農畜産物の生産・輸送コストの低減につながる効果的な支援策を早期に講じられなければならない。

よって、国におかれては、改正基本法に沿った形で、次期基本計画等において施策を具体化し、農業者が安心して営農を継続できるよう、下記事項について迅速に措置されることを改めて強く要望する。

記

- 1 新たな食料・農業・農村基本計画見直しにおいては、食料安全保障を基本理念に据えた改正法に沿った形で政策を具体化し、農業関連予算額を十分に確保すること。
- 2 持続可能な農業生産と食料の安定供給が図られるよう、適正な価格形成の実現に向け、速やかに法制化を図るとともに、消費者に対しては、合理的な価格に対する理解の醸成、さらには国産農畜産物を選択する行動変容につながる施策を拡充すること。
- 3 生産資材高騰影響緩和対策を講じるとともに、配合飼料価格安定制度の柔軟な運用や、施設園芸セーフティネット構築事業における発動基準価格の見直しなど、農業者の負担軽減につながる新たな支援スキームを構築すること。
- 4 2024年農畜産物輸送問題により輸送コストが上昇しており、大都市圏市場から遠隔地である産地において、さらなるコスト負担が増加しないよう支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山口 裕

衆議院議長 額賀福志郎様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
財務大臣 鈴木俊一様
農林水産大臣 坂本哲志様

経済産業大臣 齋藤 健様
内閣官房長官 林 芳正様